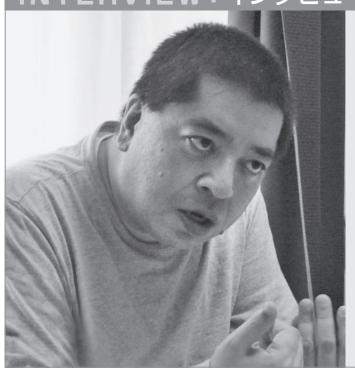
INTERVIEW: インタビュー



作家・元外務省主任分析官

佐藤 優 きん

佐藤優さんは、ご存じのとおり「異能」「知の怪人」「稀代の論客」などと称されている。右からは(彼は)左だと言われ、左からは右だと評され、とても一筋縄ではいかないお方である。複数の視座をお持ちで、それらを多元的に駆使し、たちまち対象の本質をつかんでしまう。有する視座のなかで基本となるものは何か。ご自身の著書に答えはある。「行動の規範は、あくまでもイエス・キリストである。なぜなら、イエス・キリストを救済主と信じる者は、誰よりも現実をより精確かつ深く理解できるからである。」

(聞き手・構成: 味岡 康子)

――佐藤さんが著書『国家の罠』の中で国策捜査という 言葉を使い、あっという間に定着しました。より端的に は国策立件ということでよろしいでしょうか。

そうです。因みに、国策捜査は私が初めに使った 言葉ではなくて、取調べの担当検事さんが言ったこと です。これは国策立件ということですね。

――国策捜査の事件は冤罪事件とは違うのですか。

違うと思います。国策捜査というのは、法規の適 用の基準をかなり低くしてハードルを下げるというや り方で、悪い言い方をすると引っ掛けていくという形 になると思います。例えば国策捜査の対象になる人は 犯罪者であるかどうかは別として、普通の人とはちょ っと変わった行動を取っていることが必ずある場合だ からです。

――可罰的違法性の問題ですか。

可罰的違法性の問題もありますし、それから私の 事件の背任事件の場合は、認識、故意の問題です。 特に面白いなと思うのは、検事は私の同僚など取調 べを受けた人たちに対し、必ず、当時は問題ないと 思っていたかもしれないけれど、今になってどう思い ますかと訊くのですね。今になっておかしいと思いま せんかと。そこで、はいと言ってしまうと、まずそれ で調書を取られます。それでその次の段階で、今に なっておかしいと思うことは、その当時においても心 のどこかでおかしいと思っていたんじゃないのですか と訊く。だいたいそこで違法性認識を取られてしまう のですね。

――国策捜査を単に非難するのではなく、国策捜査の持つ意味について、より掘り下げた分析をされていますね。

私はいわば現象学的なアプローチから、国策捜査に 対して価値判断を留保しています。要するに国策捜 査というのは時代が転換するときに起きるものなんだ と。良いとも悪いとも言ってないのですよ。やめよう と思ってもやめられるものでもないと。

――例えば佐藤さんの事件では、どういう意味を持った のでしょうか。

あの国策捜査はそれまでの時代に対するけじめとして新自由主義への転換を意味していたのだと思います。それまでの公平配分型の政治,もっと端的に言うと,田中角栄型の政治ではもう日本はもたないと。だからもう少し競争原理を導入して,新自由主義的な方向に行きたいというときに,何かシンボリックな

事案が必要だということを、日本のエリート層たちは 無意識のうちに感じていたと思うのです。無意識です から、意図的にこの人間にターゲットを絞って、例え ば鈴木宗男さんという人を絶対にやらないといけない ということではなく、野中広務さんでもよかったし、 橋本龍太郎さんでも誰でもよかったと思うんです。です から最近、私は、ユングの集合的無意識という言葉、 あるいは仏教思想でも同じような発想があるのですが、 仏教の言葉で阿頼耶識という言葉を使います。

一小泉内閣の色合いですよね。

そうです。ただし、もっと言うと、小泉内閣の色合いなのですけれども、そのスタートは実は橋本内閣なのですね。キャップ制とか、省庁の再編であるとか。ですから巨視的な観点での新自由主義への流れの中で、それがいろいろジグザグしてはいたけれども、小泉改革ということによってこれまでと質的に違うところに転換しないといけない、ということだったのではないかと思います。

――加えて、親米重視で行くので対露関係については切ってもいいだろうと。

切ってもいいとそういう判断もあったと思いますね。

――最近では新自由主義の行き過ぎに対する時代のけじめとして、堀江貴文さんの事件がありました。

堀江さんの場合には、新自由主義という形でいくと、これはお金で何でも買えるのかと。 それからそういう流れの人たち、 例えば村上世彰さんなど、 こういう人をそのまま放っておいたらいけないという空気が検察の中にあったのでしょうね。 あとは世論の後押しだと思います。 検察は世論の動向を思ったより受けるんだなという感じを受けましたね。

一ワイドショーレベルであっても、ということですね。

ええ。ただ、ワイドショーというのは結構影響力の 大きな世論ですよ。私はイギリスやロシアなどの外国 にいましたが、ワイドショーに相当する番組がないの です。娯楽番組とニュース番組とに完全に分かれてい て、娯楽番組であんなに難しい話やテーマを扱うとい うのは、これは日本の特徴だと思いますね。

――大阪地検の事件もありました。特捜不要論に立たれますか。

仮に特捜部を廃止してしまうと、この国策捜査の機能を警察が行うようになる。そうすると、より人権侵害、あるいはかなり乱暴な冤罪事件が起きるのではないかという心配があるのですね。警察官は、もっと直接的に政府についていますから、そういうスタイルでの国策捜査が行われるようになると、旧ソ連や韓国のような感じになってきてしまう。政権が変わった途端に前政権の関係者は刑事責任を追及される。ですから特捜不要論には立ちません。

――外務省に約17年間いらして、外交インテリジェンス 活動というのは芸術の要素があると書いておられましたが。

おそらく法律家もそこは非常に近いところがあると 思います。例えばとても複雑な民事事件であっても、 強い弁護士というのは、ほかの人が気付かないところ でも何かぴんと気付くところがあると思うのですね。 あるいは刑事事件で無罪を取ることが上手な弁護士 というのは、ほかの人と同じ書証を見ていても違うと ころに行き着く。そういう感覚というのが実は芸術家 に似ていると思うのです。数学者も同じ側面があって、 証明は後から付けるわけです。取りあえずこういう結 論になるというのが見えて、その後、ではこういう論理 の組み立てでいけば証明できるとなる。その数学者は 最初からその証明の通りの理屈を考えていたかという と、そうではない。ですから通常のルーティンワーク ではできない要素が、外交、特にインテリジェンスに はあります。

一佐藤さんの外務省での縦横無尽な活動について,担 当検事から「目的のためには手段を選ばない,法に対する テロリストだ」と言われ,このテロリストというところが 芸術性を秘めているところかなとも思いましたが。

芸術性はともかく、検事はたぶんそういうふうに思っていたのでしょうね。国際法における義務違反は、

仮に条文に書いてあっても、相手国から義務違反だと 提起されない限り義務違反にならないですよね。です から国際法を日常的に基準にしながら外交を扱ってい ると、やはり規範意識が少し変わってくるのかもしれ ません。要するに強制執行する権力機関がないですか らね。国際法は、法律としてはまだよく完成してない 法律、法体系ですから。

――「WikiLeaks」というのは21世紀のアナーキズムだと書いておられましたけれども、国家がこれを抑え込むことはできるのでしょうか。

国家がこれを抑え込むには国家の強さが必要ですが、 国家を強くするのは社会を強くすることだと思うので す。そうすれば、アナーキズムは怖くない。例えば愛 国心教育を押し付けるとか、あるいは『君が代』を 無理やり歌わせるとか、そんなことをしたって国家は 強くならない。私は逆説的ですけど、国民が政治につ いて考えなくともすむ社会がいい社会だと思うのです。 それで普通の国民は経済活動、文化活動に集中でき る環境をつくると。そうやって社会を強くしていくと 国家は強くなると思うのです。ですから国民一人一人 が政治に関心を持っているのだけれども、政治のこと は心配しないでもいいというのが理想的です。ところ が今の日本は政治について心配せざるを得ない。本当 に子供たちが放射性物質を摂取して大丈夫かなど、 こういう不安はみんな持っています。ですから今日本 はとても脆弱化してしまっている。そうすると、どう しても経済とか文化活動に力が入らず、社会が弱く なって、結果として国家が弱くなると思います。

――中学生のときに、ハンガリーの高校生と文通されていたとか、高1の夏休みはソ連、ハンガリーに一人旅をされたとか、高校時代にロシア語のタイプライターを購入されたとか、すごい少年でしたね。

三省堂が1回倒産したときに、ロシア語のタイプライターを投げ売りしていました。それは今でも覚えているけれども、3万7,000円だったと思う。高校生にとっては大変な買い物ですけれども、父親にねだって買いましたね。

――やはり中学生のときに、暴走族予備軍の子たちと付き合っていて、そのことが外交官時代も役に立ったと書いておられましたけど。

そいつは高校を2回変わって、結局、高校は中退して、お父さんの仕事筋でペンキ屋さんになったのですけどね。非常にいいやつで、仲間たちのおきてを大切にしていました。外交官時代に役に立ったというのは、人間の付き合い方の根本は何かということです。例えば約束を破らないこと、あるいは軽々に約束をしないことなどというのは、そういう連中との付き合いで覚えましたね。

―― 対立した当事者がお互いにテンパっていくときに、 そばからその場を引き取って収めるのがものすごくお上手 ですね。それはそういうときのことがあるのかなと勝手に 思いましたが。

それはあるかもしれません。人間の何かの瞬間のときに、はっと誰の心にもこの辺でもう調整したいとか、収めたいとか思うときがあるのですよね。その瞬間をつかむことができるかということです。それからやはり、外交官の仕事は基本的に敵対している人たちと交渉することがよくありますから、敵対している人たちとどうやって共通の言葉を見いだしていくのかが重要になります。特に私はロシア関係を担当していましたから。

――浦和高校時代は課外活動をされていましたか。

生徒会活動と応援団と文芸部と, あと新聞部も やっていましたね。途中から応援団はあまり面白く なくなって, 文芸部と新聞部の仕事に熱中していま した。

――同志社大学神学部とその大学院での6年間はいかが でしたか。学生はどのような方が多いのですか。

やはりキリスト教関係者が多かったです。その中での人間関係、教師それから学生たちとの関係が相当 濃密なのですね。かなり本格的に人間関係で勝負する という雰囲気でした。それから授業も同じ科目が2つ あるのですよ。例えば、英語の原書講読は、ひとつ

INTERVIEW: インタビュー

は高校生の英語のようなものです。単位も簡単に取 れるのですね。もうひとつは、本当に難しい哲学書 や神学書の解読で、毎週30ページぐらいを割り当て られ、授業前日は徹夜しないと終わらない感じです。 それなのに取れる単位は一緒で、成績はむしろ難しい 科目を取ったほうが悪くなる。そういうふうに、本当に 勉強をやる人間には徹底して勉強する訓練をすると。 それからあまり勉強が得意でない人たちにはそういう コースを用意しておく。やはり教師たちは基本的に 牧師ですから、人間というものは成績だけではなく、 頭脳以外のところにいろいろな人間の価値はあると いう、その辺のところをよく分かっている人たちでし たね。学者としても非常に一流なので、いわゆる偏差 値教育とはまったく違う教育があるというのを、この 同志社の6年間の中で知りました。これは自分の一生 にとって大変な財産になりました。

――実に深い勉強をされたのですね。

例えば法律のコメンタリーがありますね。あれは神 学からきているのですよ。

要するに、コメンタリーというのは『聖書』の条文についてどう解釈するかという先例があり、その先例の解釈に対して批判的な解釈、それに対する反批判の解釈とどんどん付けていく形でつくっていく、一種のユダヤ教の律法解釈(タルムード学)ですから。タルムード学の伝統から近代の法律が生まれているわけです。ですから法律の勉強をするときに、神学というのは案外役に立ちました。

結局, 同志社の6年の中で経験したことは, 変な 言い方ですけど小宇宙みたいな感じだった。

一 一生分のすべてがそこに入っていて。

何かデジャビュみたいな既視感があるのです。ああ、 あのときこういうことがあったなと。それがソ連崩壊 のときに役に立って、そのソ連崩壊のときの経験は、 今度またこの事件に巻き込まれたときも非常に役に立った。例えば、苦しくなったときにいろいろな人間がいるが、それは訓練だとか決断力などはあまり関係なく、もともとの生まれる前から決まっていたような資 質がある。だから、独房の中で関係者の調書を見て、こんなに面倒を見て大切にしていたのに、何でこんなめちゃくちゃなことを言っているのかとか、あるいは上司がこんなひどいことを言っているが、あなたに言われてやったことじゃないか、などということを見ても、全然腹が立たないんですね。あ、いつかどこかで見た風景だと。いつも淡々として対応できたというのは、この大学時代の経験とソ連崩壊の経験というこの2つの経験が大きいですね。

――幼いころに刷り込まれた思想から人は離れることは できないと書かれていますが。

それは強く思っています。

――お母様からのカルヴァン派プロテスタンティズムの影響は、佐藤さんにどういう形で表れているのですか。

簡単に言ってしまうと、カルヴァン派は仏教でいう と浄土真宗に近いのです。

人間の救済というのは自力でできるのか、それとも 他力なのかという、それによって宗教は2つに分かれる のですね。キリスト教でも仏教でもみんな分かれます。 基本的に禅宗は自力です。それに対して浄土宗とか 浄土真宗は他力。特に他力の念仏、南無阿弥陀仏と いうその念仏を唱えるのも自分の意思ではなくて、仏 様の力で唱えているんだと。これと同じ考え方がカル ヴァン派です。人間の努力は救済とまったく関係ない。 どの人が救われて、どの人が成功するというのは、生 まれる前から決まっていて、人間の努力はそれだけで は何の意味もない。その人が成功するとか、仕事で 業績を上げるというのは、神様のためにやっているこ とであり、その神様のためにやるというのはどういう ことかというと、世のため人のため、自分の力を他人 のために使うんだと。そのことを基本に考えるのがカ ルヴァン派の考え方です。だから清い心を持って静か にお祈りして人生を送りましょうという発想ではなく て、非常に行動的であり、しかもなおかつ、そのときの 自分の力は自分のものではなくて、外から来たものだ から、それを世のため人のために使わないといけない のだという発想です。

――たくさん著書を書かれておられるんですけれども、女性 への言及があまりなかったので、女性観をお聞きしたいです。

女性観に関しては、もともとあまり男、女ということを意識しないです。ただ、やはり人間はふらふらとくることがありますから、気を付けているのは、例えば女性の編集者とは絶対に夜2人で会わないとか、1対1では飲みに行ったりしないで必ず複数で付き合うとか、その辺は徹底していますね。それは外務省時代にいろいろな人たちの失敗を見ていましたから。特に同じ仕事を一緒にやっていると、そこから連帯感を恋愛と勘違いすることが多いですからね。

――裁判員裁判制度をどう考えられますか。

現状においては、もう裁判員制度は定着したと思います。これを発展させていかないとだめだと。ただ根源的な疑念があって、裁判員制度というのは、国家が裁判員として人を呼び出すのですが、憲法上のどこに根拠があるのかなと非常に不思議に思うのです。憲法上規定されている義務は勤労、納税、教育であって、裁判員となる義務はどこにあるのだろうなと。そうすると裁判員裁判制度は、国家が何かをやることに対して強制力を発揮できるということで、構造としては徴兵や徴用と同じ構造じゃないかなと思います。何か国家というものの力が、だんだん社会の領域に広がっていくのではないかという怖さがあります。

――取調べの可視化についてはどう思われますか。

可視化は全面的に行われるべきです。部分的では、これは単なるショーになります。それは完全に行うべきで、参考人を含めて可視化するべきです。ひとつは、これは言うまでもないんですけれども、被疑者、被告人の権利、人権をきちんと保障することですが、もうひとつは検察官に無理をさせないためです。外部の目があって、記録が残っているんだったら無理ができないですから。ただし、逆に怒鳴るのがいけないとか、机をたたいたらいかんとか、必ずしもそういうことではなくて、怒鳴ったり、机をたたくという映像記録が残っていても構わない。なぜそういうことをしたかがきちんと説明できればいいのです。

――法曹人口の規模について。

小泉新自由主義改革のプロセスとも関係すると思いますが、司法試験の合格者を非常に増やしましたね。これもどうだったのかなという感じです。私は法律的な形でどの部分をどう処理するかは、その国の文化だと思うのです。文化というのは人為的に変えることはできないと思うのですね。ですからその中で、極端に多くの弁護士をつくっていく。それで渉外弁護士など使いやすいようにということなのでしょうけれども、重要なのは弁護士というのはギルドの世界であって、やはりそれなりのステータスと報酬が確保できるようなシステムをきちんと維持しておかないと、なかなか大変だと思います。外交官だって、数を増やせばよくなるということではないですからね。

――法曹の育成機関についてはいかがですか。

法科大学院に対しては非常に抵抗があるのです。 ああいう勉強の仕方は自動車教習所の延長線上では ないかと思うのですよ。学生は結局、高校時代ぐらい から予備校に通い始めて、大学もダブルスクールで事 実上予備校のウエートが高くて、法科大学院は限り なく予備校化していると。そうすると若いうちに小説 や歴史書を読んでおくとか、ちょっと外国をふらふら 旅行するとか、あるいは今は学生運動などないけれど も、いろいろなスポーツ活動をするとか、そういった 多面的に人格を涵養することがない。かなりエスカレーター方式で、ここまでやっておけば確実にこの点が 取れるというふうになってしまうということですね。そ うすると、いろいろな難しい事件を扱うときに、法律 以前の基礎体力が弱いということになってしまう。

私は、弁護士にとって一番重要なことは、他者の 気持ちになって考えることができることだと思う。塀 の中にいる人であっても、一番根源的な内在的論理 は何か、何を主張しているのかと、その人の人生を追 体験して理解して欲しい。その上で、法律専門家の 弁護方針として、違法なこと、嘘をつくことは勿論で きない中で、折り合いをつけていくことは、大変な人 間力が必要になると思うのですね。あるいは民事事件 に関しても、引き受けた以上は、当然、依頼人の利益 INTERVIEW: インタビュー

取調べの可視化は、参考人も含めて 完全に行われるべき。

ひとつは、言うまでもなく 被疑者・被告人の権利を保障すること。 もうひとつは、

検察官に無理をさせないためです。

佐藤 優



のために動かないといけない。しかし、明らかに依頼 人が理不尽な場合がある。そのときにどこで人間とし ての折り合いをつけるか、誰にも相談できないところ での法曹としての苦労は、一人一人の弁護士が抱え ていると思いますよ。ヤメ検問題の本質的な問題は、 出世ということに集中していた検察官たちが、あると ころで出世が止まり、弁護士に転じると、今度は出 世の代わりに数字を増やしていく、すなわち、出世と お金が代替関係にあるという構造です。何を言いたい かといえば、法曹界全体において、もう1回、法曹とは 何なのか、弁護士の機能とは何なのかなどという書生 論をしないといけない時期にきているのではないかなと、 外から見て思うのですが。

一一司法試験合格者数を増やすと、2世弁護士がこれまで 以上に増え、事務所も、大きい事務所はより大きな事務所 として固定化していくと思われます。

それはやっぱり新自由主義がそのまま入ってきてしまうということですね。難しい試験は難しい試験のままにしておかないといけません。私は弁護士の試験とか外交官試験というのは,一種の去勢制度だと思うのです。要するに宦官と同じ制度です。カトリック教会の場合は、宦官という制度にはしていないですが,一応独身制にしている。そうすると仮に子供がいても,子供だということを言えないわけで,それによって権力というものを相続できないわけですよ。つまり,エリートの職務は相続ができないようにしておくことが非常に重要だと思うのですね。その相続を阻止する

ための一種の独身制,あるいは宦官制度というのが 司法試験とか,国家公務員試験だと思うので,それを 易しくすると,まさにそこで相続が起きてくる。そう するとシステムは非常に劣化しますね。

一ほかに弁護士に望むことをお聞かせください。

私は、日本の弁護士は、ものすごくレベルが高いと 思います。アメリカの弁護士と比べた場合に、日本の 弁護士のほうがずっとよく本を読んでいるし、社会的 な広がりのあることに関心を持っている。ですから、 日本の今の弁護士の人たちの中で培われている文化を 大事にしてほしいと思います。ただし、今度の新司法 試験で合格している若い弁護士の人たちにはひとつ お願いがあります。仕事以外の本を読んでほしい。小 説でもいいし、ノンフィクションでもいいし、歴史書で もいいから仕事と関係のない本を読む。弁護士という 人たちは、これは検事も裁判官も、本を読むことに対 する抵抗はもともとあまりないと思う。非常に読書が 好きな人たちが多い。ところが最近の若い人たちを見 ていると、読書嫌いが多い感じがする。活字は書証 以外、目にするのも嫌と。それで教養の幅が狭まって しまうことは心配です。

プロフィール さとう・まさる

1960年生まれ。85年、同志社大学大学院神学研究科修了、 外務省に入省。在露日本大使館等勤務後、外務省本省国際情報 局で主任分析官を務める。2002年、背任等容疑で逮捕、09年 6月、執行猶予付有罪判決確定。毎日出版文化賞特別賞、新潮 ドキュメント賞、大宅壮一ノンフィクション賞受賞。